

薬物犯罪組織等からの誘いに応じ、安易な気持ちや報酬目当てで薬物の「運び屋」になり、密輸入等の罪で検挙される者が増えています。

### 「運び屋」の事例とその刑罰

#### (事例1)

仕事もなく、居候先の男に相談していたところ、「海外旅行に行ってくるだけで50万円くらいになる仕事がある。渡航費用も心配いらない。」と誘われ、金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役8年 罰金300万円)

#### (事例2)

刑務所仲間から、「仕事がある。シャブの密輸。警察から見つかっても、外人から無理矢理運ばされたと言え。お礼はする。」と誘われ、出所後に世話になっていたことと金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役9年 罰金250万円)

#### (事例3)

客から、「フィリピンや中国から覚醒剤を運ぶ事で300万の報酬が入る。やれば借金も返せるだろう。みんなX線や麻薬犬もクリアして100%成功している。」と誘われ、借金返済と金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役8年 罰金400万円)

#### (事例4)

借金返済後、再度、借金を申し込んだところ、「儲け話がある。ヤバい仕事。スーツケースをマレーシアから持って帰るだけ。」と誘われ、会社の運営資金等欲しさに「運び屋」になった。

(懲役7年 罰金300万円)

#### (事例5)

元職場の同僚から、「海外からカバンを運ぶ仕事をしないか。」と誘われ、金欲しさから「運び屋」になった。その後、同僚から紹介された者から「カバンの蓋の内側に物を隠している。X線検査も検知されない。」と言われた。

(懲役8年 罰金450万円)

わるいやついねが！

～情報は最寄りの警察署・交番・駐在所へ～

秋田県警察本部刑事部  
組織犯罪対策課

018-863-1111

